

高齢者世帯

事前にご相談ください！



冷房器具購入費助成事業のお知らせ

本事業は、熱中症による事故を未然に防ぐために、65歳以上の高齢者世帯を対象に、現在お住まいの住宅で冷房器具が未設置の場合に、購入費用の一部を助成するものです。

※既に1台でもエアコンが設置されている場合は対象外です。

※申請前に購入・工事・設置した場合は助成対象になりません。

◆対象となる世帯

65歳以上の方で構成されており、下記のすべてに該当する世帯。

- ① 村内に住民登録があり、かつ1年以上居住していること
- ② 村民税が非課税であること
- ③ 村税等の滞納がないこと
- ④ 本事業の助成を受けていないこと（同一世帯に属する者を含む。）
- ⑤ 生活保護を受けていないこと

◆助成額など

対象経費：冷房器具の購入及び設置にかかる費用（税込）

助成金の額：対象経費のうち上限3万円まで

※申請後と工事完了後に、健康推進課でエアコン設置箇所の確認に伺います。

※申請からエアコン設置、助成金受け取りまでの流れについては裏面をご覧ください。

◆申請について

●提出先：健康推進課（西郷村保健福祉センター内）

※申請書、必要書類などの詳細は下記までお問い合わせください。



問い合わせ先：西郷村健康推進課 高齢者支援係 0248-25-3910

～申請から冷房器具設置、助成金受け取りまでの流れ～

① 買うエアコンを決めて、見積書をもらう

店舗で買うエアコンを決めて、見積書をもらってください。

まだ買わないでください。買ってしまうと助成金が出ません！

見積書には、購入金額、購入品目及びエアコンの型式を記載してください。



② 健康推進課へ申請をする

見積書をもらったら、**必ず事前（設置前・工事前）**に健康推進課へ見積書とともに申請書の提出をお願いします。

③ エアコン設置場所の事前確認に伺います

申請受付後、健康推進課職員がご自宅へ訪問し、状況の確認およびエアコンの設置場所の確認をします。

④ 村から決定通知が届きます

村で審査を行い、該当となる場合には、決定通知書をお送りします。

⑤ エアコンを購入し、設置をしてください

村から決定通知書が届いたら、エアコンを購入し、設置をしてください。なお、料金については一旦全額をお支払いいただき、領収証のコピーを準備してください。

⑥ エアコンの設置確認に伺います

エアコンを設置後、健康推進課へご連絡をお願いします。健康推進課職員が再度ご自宅へ訪問し、エアコンの設置を確認します。また、職員が持参する必要書類にご記入いただき、印鑑をいただきます。

⑦ 補助の決定及び助成金のお振込み

エアコンの確認および書類の審査後、補助金額確定の通知書をお送りします。通知後、指定いただいた口座へ助成金が振り込まれます。